

2023 年 1 月 10 日制定

「エレクトロニクス D²材料開発フォーラム」規約

第一章 総則

(名称)

第 1 条 本会は「エレクトロニクス材料 D² 開発フォーラム」(英文名 Forum on D² materials development for electronics) (以下、「本会」という。) と称する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第 2 条 本会は、会員相互の情報交換を促進し、データ駆動型エレクトロニクス材料開発の発展に資することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 智慧とデータが拓くエレクトロニクス新材料開発拠点の成果などの共有
- 2) ニュースレターなどの配信
- 3) チュートリアル、講演会の案内
- 4) 技術相談
- 5) その他本会の目的を達成するための必要な事業

第三章 会員

(会員)

第 4 条 本会に次の会員を置く。

- 1) 個人会員 本会の目的に賛同して入会する学界の個人とする。
- 2) 企業・団体会員 本会の目的に賛同して入会する法人とする。

(入会)

第 5 条 以下の入会資格を満たす者が入会申込をすることが出来ることとする。

- 1) 個人会員 日本国内に設置された大学等教育機関・公的研究機関に所属する職員、ないし学生
- 2) 企業・団体会員 日本国内に本社を置き、法人として登記された機関

第 6 条 本会に入会しようとするものは、智慧とデータが拓くエレクトロニクス新材料開発拠点内組織規約に定める企画委員会に申し込み、決議により承認を得なければならない。

(経費の負担)

第 7 条 令和 4～令和 7 会計年度の間、会費は無料とする。それ以降の会費は、智慧とデータが拓くエレクトロニクス新材料開発拠点内組織規約に定める企画委員会にて決定する。

(任意退会)

第8条 会員は、企画委員会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、企画委員会の決議によって当該会員を除名することができる。

- 1) この規約その他の規則に違反したとき。
- 2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- 3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 第7条、第8条の場合の他、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1) 第6条における会費が発生していて、その支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- 2) 死亡又は法人等の解散、会員としての資格要件を失ったとき。
- 3) 成年後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

第11条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。

第四章 運営

第12条 本会の運営に関しては、企画委員会が決定、執行するものとする。

二 なお企画委員会の決議は、全企画委員の過半数の議決権を持つて行うものとする。

第五章 会則変更

第13条 本会会則の変更は、企画委員会の決議により変更することができる。

第六章 雑則

第14条 本会則の実施に関し必要な事項は、本規約に定めるもののほか、企画委員会の決議を得て定める。

附則

- 1 本規約は、令和7年2月8日に施行する。